

職業紹介優良事業者認定制度サイトでは、
最新の優良認定事業者の社名検索、
またエリアや業界・職種を選択して検索することができます。
<https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/certification/>



令和7年度版

職業紹介優良事業者認定制度に対するご意見・ご要望、
お問合せがある場合にはこちらよりお問合せください。
<https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/inquiry/>



行動指針について

職業紹介優良事業者として認定をされた事業者は、以下の行動指針に沿った事業運営を行うとともに、これを広く周知するものとする。

- ・職業紹介事業の健全な発展と適切なマッチング促進に向けて、本認定制度の目的に賛同し、運営に協力・普及促進に努める。
- ・職業紹介事業の安心・安全な利用を目指し、個人情報保護および法令遵守を徹底する。
- ・職業紹介事業の適正な運営とサービス向上を目指し、求人者・求職者からの要望や課題を理解し採用・定着 / マッチングの向上に努める。
- ・求人者・求職者からの苦情や要望に対して真摯に対応する。

制度内容の改定について

職業紹介優良事業者認定制度は、直近の職業紹介業界における問題点や法改正を反映すべく、令和4年（2022年）度以前までの旧制度を抜本的に見直し、令和5年（2023年）度より、新制度として再スタートすることとなりました。

旧制度の課題

- ・業界の発展や社会の変化に伴い、制度の目的（誰にとってどんな状態を優良とする制度か）が曖昧となってしまったため、認定を取得することのメリットがわかりづらい。
- ・職業紹介業界が過去に比べて拡大している現在においては、求人者や求職者から紹介事業者への期待は、採用（入社）後の定着／マッチング精度の高さに移行しつつある。
- ・申請費用や、審査準備に膨大な工数が必要であることが、紹介事業者にとって取得ハードルが高く、認定を取得する事業者数が増加しない。

主な改変点

- ・制度目的の明確化
- ・法令は当然遵守される前提としたうえで、採用（入社）後の定着 / マッチングを重視した審査基準へ変更
- ・実地審査の方法をオンライン化することによって、審査費用と工数を低減

※令和4年（2022年）度以前の制度についてはこちらをご参照ください
https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/about/old_system/



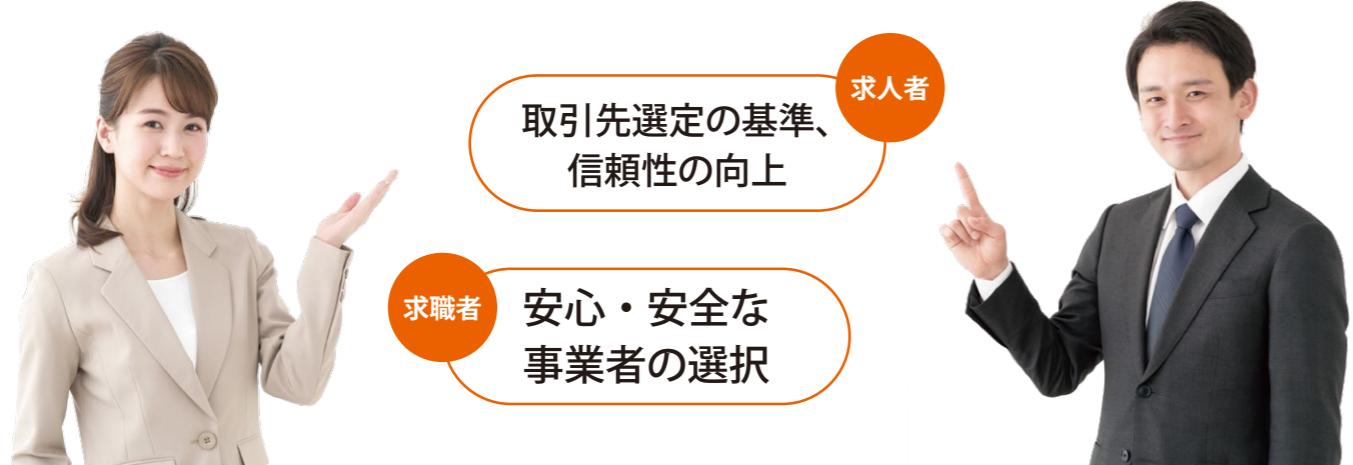
職業紹介優良事業者認定制度



職業紹介優良事業者認定制度は、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした
職業紹介事業者を「優良認定事業者」として認定しています。



求人者、求職者は、
利用する職業紹介事業者を選定する際の
ひとつの目安となります！

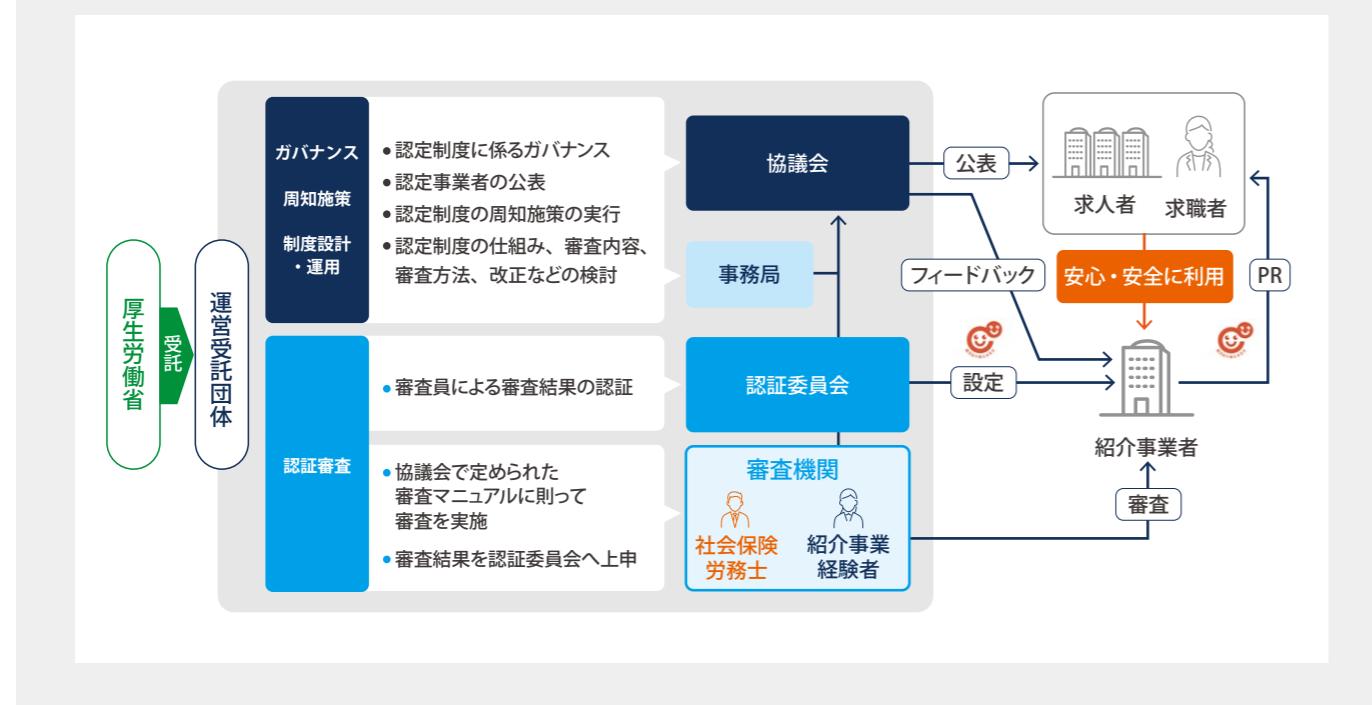


職業紹介優良事業者認定制度設置の目的

職業紹介優良事業者認定制度は、法令遵守および採用・定着/マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定することにより、求職者が安心・安全な事業者を選択し、求人者が取引先選定の基準とすることによって、職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングの促進を目的としています。

職業紹介優良事業者認定制度のしくみ

認定を希望する職業紹介事業者の事業について、協議会が認定する審査員による審査（書類審査・実地審査）を行い、その結果について認証委員会・協議会での審議を経て認定付与の可否を決定いたします。認定を付与された職業紹介事業者には、認定証と認定マークを利用する権利が与えられ、事業運営においてそれらをPRすることで、提供するサービスの品質において非認定事業者との差別化を図ることができます。



職業紹介優良事業者認定制度は、申請要件、必須基準、基本基準を一定以上満たす紹介会社を「優良認定事業者」として認定しています。

対象となる事業者

- ・職業安定法における職業紹介事業の許可を取得し、就職実績を有する職業紹介事業者とする
- ・職業安定法以外の法律による職業紹介事業者、外国人技能実習制度に係る職業紹介事業者は対象外とする

申請要件

- ・直近2年間*において職業紹介事業者としての就職実績が、「常用雇用（無期雇用または4ヶ月以上の有期雇用）」について毎期10件以上、または、「臨時または日雇」について毎期1000万円以上であること。
※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2年間以上について要件を満たしていること。
- ・誓約事項7項目、申告事項9項目をすべて満たしていること
(誓約事項、申告事項についてはこちらからご確認ください <https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/about/information.html>)



必須基準

- ・必須基準は「法令を遵守しているか」を含めて優良認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。優良認定事業者は20項目をすべてクリアする必要があります。

- 例
- ・手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表している
 - ・早期離職時の返戻金制度を設けている
 - ・求人者に対する違約金規約を設けている場合、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示している
 - ・求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を支給していない
 - ・自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
 - ・転職活動を濫りに助長するような広告をしない
 - ・要配慮個人情報は、本人の同意を得ないで取得していない
 - ・求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や求職者の情報の時点を明示している

基本基準

基本基準は「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために優良認定事業者が満たすことが望ましい基準です。

優良認定事業者は全11項目の中から9項目以上をクリアする必要があります。

- 例
- ・求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
 - ・求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
 - ・手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
 - ・一定期間経過しても応募のない求人・求職者に対して、状況を把握・分析し、フォロー（経過説明等）をしている

優良認定業者

(有効期間3年)
審査員が認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で優良認定事業者として認定します。

